



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成23年11月28日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）条例第35条に基づき、**殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧**を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	事後調査実施者	神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号 独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社 地域支社長 田平 茂之
	指定開発行為の名称	殿町三丁目地区基盤整備事業（仮称）
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区殿町三丁目25番地1ほか 区域面積：約227,400㎡（準工業地域）
	指定開発行為の目的	土地区画整理事業に伴う土地の造成
	指定開発行為の内容	開発区域面積：約227,400㎡
	事後調査の項目等	騒音
	環境影響評価の手続経過	平成21年 1月19日 条例環境影響評価方法書公告 平成21年 5月14日 条例環境影響評価方法審査書公告 平成21年 7月17日 条例環境影響評価準備書公告 平成21年11月11日 条例審査書公告 平成21年12月18日 条例環境影響評価書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年11月28日（月）から 平成23年12月27日（火） （土曜日、日曜日及び祝日は除きます。） 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の施行中若しくは完了後の状況と明らかに異なると認める方で、環境の保全の見地から御意見を有する方は、次の期限までに、市長に対し、意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せて、その写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年12月27日（火） （郵送の場合は、12月27日消印有効） 提出先：環境局環境評価室 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称及び縦覧図書の名称が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044（200）2156